2023年8月7日

「国連ビジネスと人権の作業部会」のステートメントに関するDPI日本会議声明

特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議

議長　平野みどり

DPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国91の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて運動を行っている。

国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」(\*2)を定めており、日本でもそれに沿って「ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)」(\*3)を定めている。

2023年7月24日から8月4日まで、「国連ビジネスと人権の作業部会」のメンバーが来日し、「ビジネスと人権に関する指導原則」の下で、日本政府と企業がそれぞれの人権に関する義務と責任を履行するための取り組みを検証することを目的として、政治、地方自治体、民間団体（DPI日本会議を含む）関係者にヒアリングを実施した。

そして、最終日である8月4日に一連の調査結果を受けて、ミッション終了ステートメント(\*4)が発表され、ヒアリングで表明したDPI日本会議の意見の多くが反映された。

ミッション終了ステートメントでは、障害者分野については、国連障害者の権利委員会の提言に従うことを促すとともに、以下の３点が指摘された。

①障害者雇用率の更なる向上が必要

②職場での差別や支援システムの改善が必要

③複合差別（ジェンダー、人種、障害の重複など）への取り組みが必要

DPI日本会議は、本ミッション終了ステートメントを歓迎し、指摘ポイントを改善するために、日本政府に対して、障害者分野を含めたNAP上の企業や組織の目標を達成するために行う日々の活動の具体的な行動指標であるKPI（重要業績評価指標）の設定、政府からの独立機関としての国内人権機関の設置を求める。

国内人権機関は、企業による人権侵害からの救済、モニタリングの実施、および、人権保障を進めるための人権教育の実施等を担うことを求める。

以上

(\*1) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100116940.pdf>

(\*2) <https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf>

(\*3) <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2023/07/un-experts-business-and-human-rights-visit-japan>

(\*4) <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>